

第111回定時株主総会

招集ご通知

株主総会開催日：平成27年6月16日（火曜日）

- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 計算書類
- 連結計算書類



トヨタ自動車株式会社
(証券コード7203)

TOYOTA

<トヨタ グローバルビジョン>

人々を安全・安心に運び、心までも動かす。
そして、世界中の生活を、社会を、豊かにしていく。
それが、未来のモビリティ社会をリードする、
私たちの想いです。

一人ひとりが高い品質を造りこむこと。
常に時代の一步先のイノベーションを追い求めること。
地球環境に寄り添う意識を持ち続けること。
その先に、期待を常に超え、
お客様そして地域の笑顔と幸せに
つながるトヨタがあると信じています。

「今よりもっとよい方法がある」その改善の精神とともに、
トヨタを支えてくださる皆様の声に真摯に耳を傾け、
常に自らを改革しながら、
高い目標を実現していきます。

目 次

株主の皆様へ	1	計算書類	48
招集ご通知	2	貸借対照表	48
株主総会参考書類	6	損益計算書	49
		株主資本等変動計算書	50
(添付書類)		個別注記表	52
事業報告	32	会計監査人の監査報告書 謄本	55
1. 企業集団の現況に関する事項	32	連結計算書類	56
2. 株式に関する事項	39	連結貸借対照表	56
3. 新株予約権等に関する事項	40	連結損益計算書	57
4. 会社役員に関する事項	41	連結株主持分計算書	58
5. 会計監査人の状況	45	連結注記表	59
6. 業務の適正を確保するための体制に 関する基本方針	45	連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本	60
		監査役会の監査報告書 謄本	61



株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、支えていただいている株主の皆様のご期待に応え、これからもトヨタ株を長く保有していただくため、年輪を刻むように1年1年持続的に成長していきたいと思っております。そのためにも、真の競争力を高め、「もっといいクルマづくり」に着実に取り組むとともに、未来への挑戦に向けて、歩みを進めてまいります。

今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 豊田章男

私どもは、トヨタの原点である、クルマづくりを通して社会に貢献する、という創業の理念を受け継ぎ、そして発展させていくためには、トヨタが競争力のある会社、愛される会社でなければならない、と考えております。それは、トヨタの一人ひとりが、もっといいクルマづくりを支える基盤固めとイノベーションに信念をもって取り組むとともに、お客様に笑顔になっていただけるクルマを提供し続けることで実現されます。今年度も、国内外の多くのお客様に私どものクルマを受け入れていただきました。これもひとえに、地域の皆様や株主の皆様のご協力・ご支援、そして販売店や仕入先の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

このような状況下、当期の業績につきましては、グループ一丸となって取り組んだ原価改善に加え、為替変動の影響などにより、連結純利益は3,502億円増益の2兆1,733億円となりました。お客様のご愛顧と当社を支えていただいた株主の皆様にご心より感謝申し上げます。

なお、当期の期末配当金につきましては、業績や研究開発・投資計画などを勘案し、株主の皆様への安定的・継続的な還元として、1株当たり125円とすることを第111回定時株主総会でご提案申し上げたいと存じます。これにより、当期の1株当たり配当金は、中間配当75円と合わせ、年間では200円と前年同期に比べ35円の増配となります。

当社はグローバルビジョンの実現に向けて、2つの活動軸を据え、着実に、かつ大胆に歩みを進めてまいります。1つ目は年輪的成長に向けた真の競争力強化への取り組みです。革新的なモノづくりの技術や工法であるTNGA（トヨタ・ニュー・グローバル・アーキテクチャー）の取り組みや、生産ラインのシンプル&スリム化、技能伝承ラインの導入といった、魅力あるクルマづくり、賢いクルマづくりや人材育成の活動を進めることで、経営基盤を強化していきます。2つ目はお客様の期待を超える新たな価値や商品の創造を通じた未来への挑戦です。昨年発売した燃料電池自動車「MIRAI」による水素社会の実現に向けた取り組みに加え、ITS（高度道路交通システム）と連動した運転支援システム、パーソナルモビリティの活用による安全・安心なクルマ社会の実現を目指してまいります。また、モータースポーツ活動においても、レース参戦を通じて人やクルマ・技術を鍛え、そこで育った人材や得られたノウハウを、ワクワク・ドキドキする将来のクルマづくりに活かしていきます。

今後も、グローバル34万人の従業員が、心をひとつに、「もっといいクルマづくり」に取り組むことで、持続的な成長に向けて歩みを進めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 7203)

平成27年5月25日

株主各位

愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
取締役社長 豊田章男

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月15日（月曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県豊田市トヨタ町1番地 当社本店
3. 会議の目的事項

報告事項

第111期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 定款一部変更の件
- 第7号議案 種類株式発行に係る定款一部変更および募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

以 上

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
 <p>株主総会開催日時 平成27年6月16日 午前10時</p>	 <p>行使期限 平成27年6月15日 午後5時30分到着</p>	 <p>行使期限 平成27年6月15日 午後5時30分まで</p>
<p>詳細は4～5ページをご覧ください</p>		

(1) 株主総会ご出席の際のご留意点

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 当日は会場周辺道路が混雑いたします。特に開会時刻間際は大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

(2) 不統一行使について

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

(3) インターネットによる開示について

- ▶ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyota.co.jp/jpn/investors/>) に掲載させていただきます。

▶ インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト <http://www.evote.jp> にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使 ウェブサイトアドレス



<http://www.evote.jp>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



議決権行使サイトについて

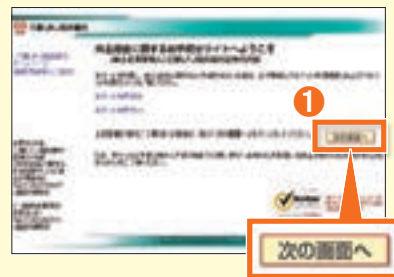
- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能となります。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード*、EZweb*、Yahoo!ケータイ*のいずれかのサービスをご利用願います。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合や、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

*「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。
* QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

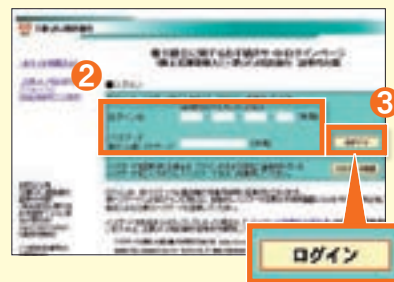


パソコンの場合 アクセス手順について

1 「次の画面へ」をクリック



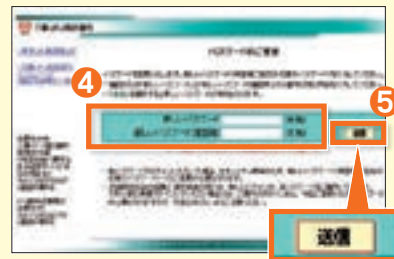
2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「ログイン」をクリック

4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

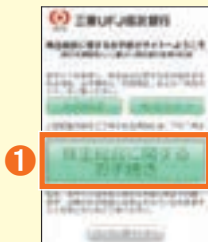


6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

インターネットによる議決権行使期限：平成27年6月15日（月曜日）午後5時30分入力分まで

スマートフォンの場合 アクセス手順について

1 「株主総会に関する手続き」をクリック



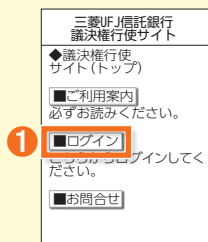
2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



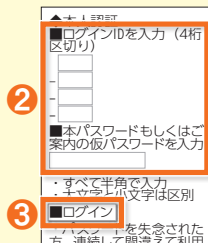
3 「ログイン」をクリック

携帯電話の場合 アクセス手順について

1 「ログイン」をクリック



2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「ログイン」をクリック

注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- アクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

議決権電子行使
プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以降は画面の案内に従って賛否をご入力願います。

株主総会参考書類

▽議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当金につきましては、毎期の業績・投資計画・手元資金の状況等を勘案したうえで、安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

また、今後も厳しい競争を勝ち抜くため、お客様の安全・安心を優先した、次世代の環境・安全技術の早期商品化に重点的に取り組んでまいります。

こうしたことから、当期末の株主配当金につきましては、1株につき125円といたしたいと存じます。これにより、中間配当を含めました当期の株主配当金は、1株につき200円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金125円（配当総額393,351,703,875円）をお支払いさせていただきたいと存じます。



(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月17日

第2号議案 取締役12名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
1	うち やま だ たけ し 内山田 竹志 (昭和21年8月17日生) 47,539株 	取 締 役 会 長	昭和44年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成24年6月 当社取締役副会長 平成25年6月 当社取締役会長
2	とよ だ あき お 豊田 章 男 (昭和31年5月3日生) 4,596,475株 	取 締 役 社 長	昭和59年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成21年6月 当社取締役社長 [重要な兼職の状況] トヨタ紡織(株)監査役 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役会長兼CEO (株)トヨタモーターセールス&マーケティング代表取締役会長 (株)名古屋グランパスエイト代表取締役会長

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
3	こ だいら のぶ より 小平 信 因 (昭和24年3月18日生) 23,000株 	取締役副社長	昭和47年4月 通商産業省入省 平成16年7月 資源エネルギー庁長官 平成18年7月 資源エネルギー庁長官退官 平成20年8月 当社顧問 平成21年6月 当社常務役員 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社取締役・専務役員 平成24年6月 当社取締役副社長 〔重要な兼職の状況〕 KDD I (株)取締役
4	か とう みつ ひさ 加藤 光 久 (昭和28年3月2日生) 13,750株 	取締役副社長	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社常務役員 平成18年6月 トヨタテクノクラフト(株)取締役社長 平成18年6月 当社顧問 平成19年6月 当社顧問退任 平成22年6月 トヨタテクノクラフト(株)取締役社長退任 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社専務役員 平成24年6月 当社取締役副社長 〔重要な兼職の状況〕 トヨタ紡織(株)取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
5	<p>す どう せい いち 須 藤 誠 一 (昭和26年4月21日生)</p> <p>12,300株</p> 	<p>取締役副社長</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 当社常務役員 平成17年6月 トヨタ モーター マニファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長 平成18年4月 トヨタ モーター マニファクチャリング ノース アメリカ(株)と、トヨタ テクニカルセンターU. S. A. (株)を統合し、トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニファクチャリング ノース アメリカ(株)を設立 平成18年4月 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長 平成20年6月 トヨタ自動車九州(株)取締役社長 平成20年6月 当社顧問 平成20年6月 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長退任 平成22年6月 当社顧問退任 平成24年1月 トヨタ自動車九州(株)取締役社長退任 平成24年1月 当社専務役員 平成25年6月 当社取締役副社長</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 トヨタ自動車(常熟)部品(有)取締役会長</p>
6	<p>てら し しげ き 寺 師 茂 樹 (昭和30年2月16日生)</p> <p>14,900株</p> 	<p>取 締 役 [担当] 戦略副社長会事務局 (事務局長)、 BRコネクティッド 戦略企画室(統括)、 総合企画部(統括)、 調査部(統括)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社常務役員 平成20年6月 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニファクチャリング ノース アメリカ(株)執行副社長 平成23年5月 同社取締役社長兼C O O 平成24年4月 同社取締役社長兼C E O 平成24年4月 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役社長兼C O O 平成25年4月 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長兼C E O退任 平成25年4月 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役社長兼C O O退任 平成25年4月 当社専務役員 平成25年6月 当社取締役・専務役員</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
7	<p>新任</p> <p>はや かわ しげる 早川 茂 (昭和28年9月15日生)</p> <p>14,200株</p> 	<p>専務役員 [担当] 渉外・広報本部 (本部長)</p>	<p>昭和52年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成19年6月 当社常務役員 平成19年9月 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役社長 平成21年6月 同社取締役社長退任 平成24年4月 当社専務役員</p>
8	<p>新任</p> <p>ディディエ ルロワ Didier Leroy (昭和32年12月26日生)</p> <p>0株</p> 	<p>専務役員 [担当] 第1トヨタ (President)</p>	<p>昭和57年4月 ルノー(株)入社 平成10年9月 トヨタ モーター マニユファクチャリング フランス(株)入社 平成10年9月 同社取締役副社長 平成17年1月 同社取締役社長 平成19年6月 当社常務役員 平成19年7月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)執行副社長 平成21年7月 トヨタ モーター マニユファクチャリング フランス(株)取締役会長 平成22年6月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長 平成22年7月 トヨタ モーター マニユファクチャリング フランス(株)取締役会長退任 平成23年4月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長兼CEO 平成24年4月 当社専務役員 平成27年4月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役会長</p> <p>[重要な兼職の状況] トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役会長 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニユファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役会長 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役副会長</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
9	<p>新任</p> <p>い ち ち たか ひこ 伊地知隆彦 (昭和27年7月15日生)</p> <p>27,000株</p> 	<p>顧 問</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成16年6月 当社常務役員 平成20年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社取締役・専務役員 平成25年6月 当社顧問</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 東和不動産(株)取締役社長</p>
10	<p>社外 独立</p> <p>う の いく お 宇野郁夫 (昭和10年1月4日生)</p> <p>0株</p> 	<p>取 締 役</p>	<p>昭和34年3月 日本生命保険(相)入社 昭和61年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成4年3月 同社専務取締役 平成6年3月 同社代表取締役副社長 平成9年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成23年4月 同社取締役相談役 平成23年7月 同社相談役 平成25年6月 当社取締役</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 日本生命保険(相)相談役 富士急行(株)社外取締役 小田急電鉄(株)社外監査役 東北電力(株)社外監査役 西日本旅客鉄道(株)社外監査役 パナソニック(株)社外取締役 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外監査役</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
11	<p>社外 独立</p> <p>かとう はる ひこ 加藤 治彦 (昭和27年7月21日生)</p> <p>0株</p> 	取締役	<p>昭和50年4月 大蔵省入省 平成19年7月 財務省主税局長 平成21年7月 国税庁長官 平成22年7月 国税庁長官退官 平成23年1月 ㈱証券保管振替機構専務取締役 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 ㈱証券保管振替機構代表取締役社長 キヤノン㈱社外取締役</p>
12	<p>社外 独立</p> <p>マーク ホーガン Mark T. Hogan (昭和26年5月15日生)</p> <p>0株</p> 	取締役	<p>昭和48年9月 ゼネラルモーターズ社入社 平成14年8月 同社グループ副社長 平成16年8月 同社グループ副社長退任 平成16年9月 マグナインターナショナル社社長 平成19年12月 同社社長退任 平成20年1月 ビークルプロダクショングループ社社長 兼CEO 平成22年2月 同社社長兼CEO退任 平成22年3月 デューイインベストメンツ社社長 平成25年6月 当社取締役</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 デューイインベストメンツ社社長</p>

(注) 1. 第1トヨタは北米本部、欧州本部、アフリカ本部、国内販売事業本部、第1トヨタ企画部、町いちばん室、マーケティング部を、第2トヨタは中国本部、アジア・中近東本部、東アジア・オセアニア本部、中南米本部、第2トヨタ企画部、KD事業企画部を担当するビジネスユニットです。

2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 宇野郁夫氏、加藤治彦氏、Mark T. Hogan氏は、社外取締役候補者であります。また、当社が上場している国内の証券取引所に3氏を独立役員として届け出ており、本議案において3氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
- ・宇野郁夫氏につきましては、日本生命保険(株)において長年にわたり経営者として活躍され、全ての産業にわたる投資と事業におけるリスクについて、幅広い識見と豊富な経験を有しておられることから、当社の経営戦略に活かすため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、就任以来、金融資本市場に対する深い知見と見識に基づき、会社の持続的な成長の観点から組織運営上の課題について積極的な意見をいただいております。また、人材育成に係わる経営指針や事業上のリスク対応などについて方向性を示していただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。
 - ・加藤治彦氏につきましては、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任され、日本の財政運営に携わられたことによる豊富な経験と高度な専門的識見に加え、(株)証券保管振替機構において経営の経験も有しておられることから、当社の経営戦略に活かすため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、就任以来、金融資本市場や財務に係わる高度な専門知識に基づき、財務面や事業上のリスク管理などに関して、社外からの視点や経営者としての視点、客観的な立場から意見や指針を示していただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。
 - ・Mark T. Hogan氏につきましては、ゼネラルモーターズ社など自動車に係わる製造業における経営経験に加え、アドバイザリーボードメンバーとして当社の経営課題に対する助言をいただいた実績もあることから、当社の経営戦略に活かすため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、就任以来、米国自動車市場に対する深い見識に基づき、市場動向に即した事業戦略、マーケティングなどについて多くの意見をいただくなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。
- (3) 宇野郁夫氏が社外取締役を務めるパナソニック(株)は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関し、平成22年9月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。また、特定顧客向けの一部自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し、平成25年7月に米国司法省、平成26年2月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意しました。同氏は各違反行為の判明までは各違反行為を認識しておりませんが、平素より法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めておりました。また、判明後は、再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しました。
- (4) 責任限定契約の概要
当社は宇野郁夫氏、加藤治彦氏、Mark T. Hogan氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において3氏の再任をご承認いただいた場合、当社は3氏との間の上記契約を継続する予定であります。
- (5) Mark T. Hogan氏は、過去2年間に、当社の特定関係事業者であるトヨタ モーター ノースアメリカ(株)からアドバイザーとしての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。
- (6) 当社の社外取締役に就任してからの年数（今回の株主総会終了のときまで）
- | | |
|----------------|----|
| 宇野郁夫氏 | 2年 |
| 加藤治彦氏 | 2年 |
| Mark T. Hogan氏 | 2年 |

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役 一丸陽一郎氏、加藤雅大氏、松尾邦弘氏、和気洋子氏は、今回の株主総会
 終結のときをもって任期満了となりますので、新たに監査役4名の選任をお願い
 いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案を今回の株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を
 得ております。

監 査 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況
1	かとう まさひろ 加藤 雅大 (昭和27年9月17日生) 4,400株 	常 勤 監 査 役	昭和50年4月 当社入社 平成21年1月 トヨタ自動車(中国)投資有限会社取締役 社長 平成21年6月 当社常務役員 平成23年4月 トヨタ自動車(中国)投資有限会社取締役 社長退任 平成23年6月 当社常勤監査役
2	新任 かがわ よしゆき 香川 佳之 (昭和35年12月18日生) 600株 	秘 書 部 主 査	昭和58年4月 当社入社 平成22年3月 当社試作部長 平成27年4月 当社秘書部主査

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地位	略歴および重要な兼職の状況
3	<p>社外 独立</p> <p>わ け よ う こ 和 気 洋 子 (昭和22年11月18日生)</p> <p>0株</p> 	社 外 監 査 役	<p>昭和45年4月 (株)富士銀行入行 昭和48年12月 同行退職 昭和52年4月 慶應義塾大学商学部助手 昭和57年4月 同助教授 平成5年4月 同教授 平成23年6月 当社社外監査役 平成25年4月 慶應義塾大学名誉教授</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 慶應義塾大学名誉教授</p>
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>お づ ひ ろ し 小 津 博 司 (昭和24年7月21日生)</p> <p>0株</p> 	—	<p>平成24年7月 検事総長 平成26年7月 検事総長退官 平成26年9月 弁護士登録</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 弁護士</p>

- (注) 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- 和気洋子氏、小津博司氏は、社外監査役候補者であります。また、和気洋子氏につきまして、当社が上場している国内の証券取引所に同氏を独立役員として届け出ており、本議案において同氏の再任をご承認いただいた場合、届け出を継続する予定であります。小津博司氏につきまして、同氏の選任をご承認いただいた場合、同取引所に同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 社外監査役候補者とした理由
 - 和気洋子氏につきましては、会社経営に直接関与したことはありませんが、過去に当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また専門分野に関する幅広い経験、見識により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・小津博司氏につきましては、会社経営に直接関与したことはありませんが、検事総長などの要職を歴任され、法曹界での豊富な経験と高度な専門的識見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 責任限定契約の概要
当社は和気洋子氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において和気洋子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、小津博司氏の選任をご承認いただいた場合、上記契約を締結する予定であります。
- (4) 当社の社外監査役に就任してからの年数（今回の株主総会終結のときまで）
和 気 洋 子 氏 4年

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。


本議案は、現社外監査役の北山禎介氏、および第3号議案が承認された場合の和気洋子氏、小津博司氏の3名の補欠として、選任をお願いするものであります。

監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案を今回の株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

補 欠 監 査 役 候 補 者

候補者番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式の数	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況
1	さか い りゅう じ 酒 井 竜 児 (昭和32年8月7日生) 0株 	補 欠 監 査 役	昭和60年4月 弁護士登録 長島・大野法律事務所入所 平成2年9月 ウィルソン・ソンシーニ・グッドリッチ & ロサーティ法律事務所(米国)勤務 平成7年1月 長島・大野法律事務所パートナー 平成12年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 小林製薬(株)社外監査役 東京エレクトロン(株)社外監査役

- (注) 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 酒井竜児氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
 - ・酒井竜児氏につきましては、会社経営に直接関与された経験はありませんが、企業の海外進出・海外投資その他国際取引に関する助言や、独占禁止法・知的財産権・資金調達・M&Aなどの様々な法律問題に関する助言を行うなど、長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍され、豊富な経験と高度な専門的識見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 責任限定契約の概要
本議案において酒井竜児氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
 - (4) 酒井竜児氏が平成17年6月から社外監査役を務めている小林製薬(株)は、平成23年7月に同社子会社において、医療機関向け自社開発製品（2製品）の承認申請資料の一部に、開発担当者が実際の試験データと異なるデータを記載していたことにより、10日間の業務停止処分を受けました。同氏は、平素より同社の取締役会や監査役会において、法令遵守の重要性とその徹底について適宜助言を行ってまいりましたが、報告に接するまでは当該事実を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、再発防止策の構築を強く要請し、原因究明に向け同社子会社の調査委員会に対するヒアリングを実施するとともに、再発防止策の審議において、同社の取組みについて積極的に助言を行うなど、その職責を果たしております。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役12名に対し、当期の業績、その他諸般の事情を考慮して、取締役賞与総額885,300,000円を支給することといたしたいと存じます。

第6号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案を今回の株主総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更案は、今回の株主総会終結のときをもって効力を生ずるものとしします。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 （<u>社外取締役</u>の責任限定契約）</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第24条～第29条 （条文省略）</p> <p>（<u>社外監査役</u>の責任限定契約）</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第34条 （条文省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 （<u>取締役</u>の責任限定契約）</p> <p>第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第24条～第29条 （現行どおり）</p> <p>（<u>監査役</u>の責任限定契約）</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第34条 （現行どおり）</p>

第7号議案 種類株式発行に係る定款一部変更および募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

I. 定款一部変更の件（AA型種類株式の新設）

1. 変更の理由

当社は、中長期の視点からの株主の皆様によるガバナンス効果を経営に取り入れ、最先端の革新技術開発の追求および創造を通じた中長期的な企業価値の向上を目指すことを目的として、中長期の保有を前提とした議決権のある譲渡制限付種類株式である「AA型種類株式」を、今後複数回にわたって発行したいと考えております。

本議案のIは、AA型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を新設する旨の定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更案は、今回の株主総会終結のときをもって効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数等)
第5条 当社の発行可能株式総数は、100億株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、100億株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の発行可能種類株式総数は併せて1億5000万株を超えないものとする。</u> 普通株式 100億株 第1回AA型種類株式 5000万株 第2回AA型種類株式 5000万株 第3回AA型種類株式 5000万株 第4回AA型種類株式 5000万株 第5回AA型種類株式 5000万株

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当会社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p>2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>会社法第189条第2項各号</u>に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当会社の1単元の株式数は<u>普通株式およびA A型種類株式のそれぞれにつき100株</u>とする。</p> <p>2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利</u>を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>第18条に定める取得請求権に関し、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>

<新 設>

<p>(自己のA A型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第8条 当社が株主総会の決議によって特定のA A型種類株式を有する株主（以下「A A型種類株主」という。）との合意により当該A A型種類株主の有するA A型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該A A型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条および第9条 (条文省略) (基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (新 設) 2 前項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>第9条および第10条 (現行どおり) (基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 <u>定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。</u> 3 <u>前二項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>

＜新 設＞

第3章 AA型種類株式

(AA型配当金)

第12条 当社は、第46条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたAA型種類株主またはAA型種類株式の登録株式質権者(以下「AA型種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭(以下「AA型配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第13条に定めるAA型中間配当金の支払を行ったときは、その額を控除した額を支払う。

第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式

1株につき、当社に払い込まれる当該AA型種類株式の1株当たりの金額に、各AA型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める率(5パーセントを上限とする。)を乗じて算出した額

- 2 ある事業年度において、AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がAA型配当金の額に達しないときは、そのAA型種類株式1株当たりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前項または第13条に定める剰余金の配当に先立ち、AA型種類株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。
- 3 AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対しては、AA型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行う。

(AA型中間配当金)

第13条 当社は、第46条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたAA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、AA型種類株式1株につき、AA型配当金の額の2分の1の金銭(以下「AA型中間配当金」という。)を剰余金の中間配当として支払う。

(残余財産の分配)

第14条 当社は、残余財産の分配を行うときは、AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式

1株につき、当社に払い込まれる当該AA型種類株式の1株当たりの金額を踏まえて、各AA型種類株式の発行に先立って、取締役会の決議により定める額または取締役会の決議により定める算定方法により算出される額(以下「基準価額」という。)

- 2 AA型種類株主またはAA型種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第15条 A A型種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(株式の併合、分割または無償割当て等)

第16条 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式およびA A型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

- 2 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- 3 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(株主による普通株式転換請求権)

第17条 A A型種類株主は、第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式の発行に際して取締役会の決議で普通株式への転換請求期間として定める当該A A型種類株式の転換を請求することができる期間中、当社に対して、当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式の交付と引換えに、当該A A型種類株主の有する当該A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。なお、当該A A型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(株主による金銭対価の取得請求権)

第18条 A A型種類株主は、第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式の発行に際して取締役会の決議で金銭対価取得請求期間として定める当該A A型種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該A A型種類株主の有する当該A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。当該取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべきA A型種類株式は取締役会の決議で定めるとし、これにより取得されなかったA A型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。

(会社による金銭対価の取得条項)

第19条 当社は、第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式の発行後、各A A型種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該A A型種類株式の全部を取得することができる。

(優先順位)

第20条 各A A型種類株式のA A型配当金、A A型中間配当金、第12条第3項ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(譲渡制限)

第21条 A A型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

- 2 A A型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、当該A A型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるときには、取締役会が前項に定める承認をしたものとみなす。

(除斥期間)

第22条 第46条第4項および第47条の規定は、A A型配当金およびA A型中間配当金の支払についてこれを準用する。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第4章 株主総会
第11条～第15条 (条文省略)	第23条～第27条 (現行どおり)

<新 設>

(種類株主総会)

第28条 第25条、第26条および第27条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

- 2 第24条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。
- 3 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。
- 4 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A A型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 5 A A型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第16条～第23条 (条文省略)	第5章 取締役および取締役会 第29条～第36条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第24条～第30条 (条文省略)	第6章 監査役および監査役会 第37条～第43条 (現行どおり)
第6章 会計監査人 第31条 (条文省略)	第7章 会計監査人 第44条 (現行どおり)
第7章 計算 第32条～第34条 (条文省略)	第8章 計算 第45条～第47条 (現行どおり)

Ⅱ. 募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

本議案のⅡは、会社法第199条および第200条の規定に基づき、募集株式の発行に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合には、当社は、下記5.に参考情報として記載する本年4月28日開催の当社取締役会において決定した募集事項の一部を前提として、本定時株主総会後に開催される当社取締役会において、募集株式の数ならびに下記2. (1)記載の発行価格および引受価額を除く募集事項の全部の決定（以下「発行決議」といいます。）を行い、発行決議に基づいて募集される募集株式数の全部を引受証券会社（以下「引受人」といいます。）に買取引受けさせることにより本議案のⅡに係るA A型種類株式を一般募集により発行する予定です。

なお、同日開催の当社取締役会において、第1回A A型種類株式の発行に伴う当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）に係る希薄化を回避するため、第1回A A型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを決議しております。

1. 募集株式の数の上限および払込金額の下限等

(1) 募集株式の種類

トヨタ自動車株式会社 第1回A A型種類株式(以下「第1回A A型種類株式」といいます。)

(2) 募集株式の数の上限

50,000,000株

(3) 払込金額の下限

1株につき6,000円

(4) 募集方法

一般募集

(5) 決定の委任

上記に定めるもののほか、募集株式の募集に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定します。

2. 募集方法

(1) 一般募集

当社は、発行決議において定めるところに従い、第1回A A型種類株式を一般募集により発行する予定です。このように、募集方法として一般募集を採用することから、発行決議については、市場環境等を勘案して当社取締役会が決定する日（以下「発行決議日」といいます。）にこれを行います。

引受人は、発行決議に基づいて募集される第1回A A型種類株式の全部につき、当社より引受価額（以下「引受価額」といいます。）にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（以下「発行価格」といいます。）で投資家に対する一般募集を行います。なお、引受人が当社に払い込んだ引受価額の総額と、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(2) 第1回A A型種類株式の発行に至る過程

当社は、第1回A A型種類株式の発行を、以下の過程により行う予定です。

当社取締役会は、本年4月28日開催の当社取締役会において決定した募集事項の一部を前提として、発行決議日に、第1回A A型種類株式の内容の詳細のほか、払込金額および払込期日等の募集事項を、本議案のⅡに係る委任の範囲内で決定し、同時に、投資家に提示する発行価格に係る仮条件も決定します。発行価格に係る仮条件はレンジにより表示され、発行決議日において当社取締役会が適当と判断する120パーセント以上の水準に設定されます。かかる仮条件は、発行価格その他の条件を決定する日（以下「発行価格等決定日」といいます。）における普通株式の時価に対する割合として表示されます。

発行価格は、ブックビルディング方式*により、上記仮条件による需要状況ならびに第1回A A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、引受価額と同時に、上記仮条件の範囲内で決定される予定です。引受価額は、当該発行価格をもとに当社と引受人との間の対等な当事者間の交渉によって、決定されます。引受価額は、発行決議日に決定される払込金額以上の価額となります。

払込期日に、引受人が引受価額の総額を当社に払い込むことにより、第1回A A型種類株式が発行されます。当社は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に、残額を資本準備金に計上する予定です。

*ブックビルディング方式とは、有価証券の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、当該有価証券に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。

3. 第1回A A型種類株式発行の目的ならびに発行条件の公正性および相当性

(1) 第1回A A型種類株式発行の目的

当社は、トヨタグローバルビジョンの実現に向けて、将来の自動車産業を支えるイノベーションに取り組んでおり、次世代技術の創造に向けた研究開発やインフラ投資には、これまで以上に多額の投資を必要とすると考えております。

一方で、自動車産業は、製品の企画開発から製造および販売に至るまでの一貫したバリューチェーンから成り、長期のサイクルで循環しています。当社はこの事業サイクルをベースとした投資、償却および利益に係わる計画を策定していますが、投資の成果が当社の業績に寄与するまでには相当の時間を要します。このたび、次世代技術へ投資し、新たな成長フェーズを創出していくにあたり、これまで以上に中長期の視点は欠かせないものであると認識するに至りました。その結果、次世代技術のための研究開発資金の調達にあたっては、研究開発投資が当社の業績に寄与するまでの期間と、株主の皆様にご当社へ投資していただく期間とをできるだけ合わせる事が望ましいと判断し、中長期の保有を前提とした議決権のある譲渡制限付種類株式として、第1回A A型種類株式の発行を決定いたしました。

(2) 発行条件の公正性および相当性

当社は、第1回A A型種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングおよび株式会社赤坂国際会計に第1回A A型種類株式の価格算定を依頼し、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションおよび二項モデルでそれぞれ作成した第1回A A型種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。当社は、各第三者機関が異なる評価手法を用いて算出した評価報告書のうち、普通株式に係る株主様にとってより有利な算定を行ったもの（すなわち第1回A A型種類株式の公正価値をより高く算定したものをいい、以下「採用評価書」といいます。）を採用することとし、評価報告書の公正性をより高めるように配慮しています。

当社取締役会は、本年4月28日に、発行価格に係る仮条件の下限を、採用評価書において評価額が適正と示される範囲内となる120パーセントに設定いたしました。発行決議日において決定される発行価格に係る仮条件は、当該下限以上で、同日時点の市場環境等を勘案して当社取締役会が適当と判断する水準（レンジ）に設定されます。

また、発行価格は、ブックビルディング方式により、上記仮条件による投資家の需要状況ならびに第1回A A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、上記仮条件の範囲内で決定されます。したがって、投資家が第1回A A型種類株式の対価として支払う金額（発行価格）は、第1回A A型種類株式の公正価値の範囲内にあり相当な水準となると判断しております。

さらに、当社が第1回A A型種類株式の発行により払込みを受ける金額（引受価額）は、発行価格をもとに当社と引受人との間の対等な当事者間の交渉によって決定されますので、公正かつ相当な水準となると判断しております。

上記のことから、当社は、第1回A A型種類株式の発行は、会社法に定める「特に有利な金額」による発行には該当しないと考えております。しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ることから、会社法第199条ならびに第200条第1項および第2項に基づき、株主の皆様のご理解を得るため、第1回A A型種類株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、本定時株主総会における特別決議によるご承認を得ることを条件として、第1回A A型種類株式を発行することといたしました。

4. 当該払込金額（下限）で第1回A A型種類株式の募集を必要とする理由
上記のとおり、当社は、第1回A A型種類株式の発行は会社法に定める「特に有利な金額」による発行には該当しないと判断しております。しかしながら、第1回A A型種類株式の公正価値は、その商品性より、採用評価書に記載のとおり普通株式に係る時価に対して120パーセント以上の水準となりますので、発行価格およびこれをもとに決定される引受価額その他の発行条件は、発行時点における市場環境および普通株式の株価に連動することになります。また、当社は、市場環境等を勘案して、第1回A A型種類株式の発行時期を決定することとしているため、今後の普通株式の株価の変動によっては、ブックビルディング方式により決定される発行価格および引受価額は、本議案のⅡの決定時の時価に比べて低い金額になることも想定されます。このため、本議案のⅡでご承認いただく払込金額の下限は、本議案のⅡの決定日から発行価格等決定日まで最短の場合でも2か月程度を要することから、その間の普通株式の株価変動の可能性を勘案して、6,000円と設定した上で、実際の発行条件については、ブックビルディング方式により決定することが最善であると判断しております。
5. 【参考】本年4月28日開催の当社取締役会において決定した募集事項（一部）の内容
- (1) 募集株式の種類
トヨタ自動車株式会社 第1回A A型種類株式
 - (2) 募集株式の数
未定
(50,000,000株を上限とする。)
 - (3) 発行価格(募集価格)
未定
発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に決定される1.20以上の値を乗じた価格とする。発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、発行価格に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況ならびに第1回A A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、仮条件の範囲内で決定する。
 - (4) 引受価額
未定
引受価額は、発行決議により定める払込金額以上の価額とし、発行価格をもとに当社と引受人との間の対等な当事者間の交渉によって、決定する。
 - (5) 払込金額
未定
(1株につき6,000円を下限とする。)
 - (6) 増加する資本金および資本準備金の額
増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 払込期日

未定

(8) A A型配当金

(i) 当社は、普通株式に対して剰余金の期末の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株式を有する株主（以下「第1回A A型種類株主」という。）または第1回A A型種類株式の登録株式質権者（以下「第1回A A型種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次に定める額の金銭（以下「第1回A A型配当金」という。）を剰余金の期末配当として支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第1回A A型中間配当金の支払を行ったときは、その額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を控除した額を支払う。

第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に配当率として決定する率を乗じて算出した額。また、当該配当率は、第1回A A型種類株式の発行日が属する事業年度につき0.5パーセントとし、当該事業年度以降5事業年度目まで毎年0.5パーセントずつ増加するものとし、6事業年度目以降の配当率は5事業年度目の配当率と同じく2.5パーセントとする。

(ii) ある事業年度において、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1回A A型配当金の額に達しないときは、その第1回A A型種類株式1株当たりの不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき累積未払配当金の額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に達するまで、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

(iii) 第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、第1回A A型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行う。

(9) A A型中間配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、第1回A A型配当金の額の2分の1の金銭（以下「第1回A A型中間配当金」という。）を剰余金の中間配当として支払う。

(10) 残余財産の分配

(i) 当社は、残余財産の分配を行うときは、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、累積未払配当金の額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）および経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回A A型配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して第1回A A型中間配当金を支払ったときは、その額（ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を控除した額とする。

(ii) 第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(11) 優先順位

第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式のA A型配当金、A A型中間配当金、上記第8項 (iii) 号ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(12) 議決権

第1回A A型種類株主は、株主総会において議決権を有する。第1回A A型種類株式の1単元の株式数は100株とする。

(13) 種類株主総会の決議

(i) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A A型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(ii) 第1回A A型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

(14) 株主による普通株式転換請求権

(i) 第1回A A型種類株主は、発行決議で普通株式への転換請求期間として定める第1回A A型種類株式の転換を請求することができる期間中、当社に対して、発行決議で定める算定方法により算出される数の普通株式の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。なお、第1回A A型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(ii) 発行決議で定める第1回A A型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね5年程度を経過する日から開始する。

- (iii) 第1回A A型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に2回、発行決議で定める日とする。
- (iv) 第1回A A型種類株主に交付される普通株式の数の算定方法は、発行決議で定めるが、原則として、第1回A A型種類株式1株につき普通株式1株とする。ただし、普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合等は、適宜調整する。
- (15) 株主による金銭対価の取得請求権
- (i) 第1回A A型種類株主は、発行決議で金銭対価取得請求期間として定める第1回A A型種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。当該取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべき第1回A A型種類株式は取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第1回A A型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。
- (ii) 発行決議で定める第1回A A型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね5年程度を経過する日から開始する。
- (iii) 第1回A A型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に4回、発行決議で定める日とする。
- (iv) 本項において基準価額を算出する場合は、上記第10項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得の請求の日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。
- (16) 会社による金銭対価の取得条項
- (i) 当社は、第1回A A型種類株式の発行後、発行決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、第1回A A型種類株式の全部を取得することができる。
- (ii) 発行決議で定める期間は、発行後概ね5年程度とする。
- (iii) 当社が本項に定める取得をすることができる日は、年に1回、発行決議で定める日とする。
- (iv) 本項において基準価額を算出する場合は、上記第10項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。
- (17) 株式の併合、分割または無償割当て等
- (i) 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式および第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- (ii) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1回A A型種類株主ないし第5回A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

- (iii) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1回A A型種類株主ないし第5回A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (18) 自己のA A型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除
当社が株主総会の決議によって特定の第1回A A型種類株主との合意により当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回A A型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。
- (19) 譲渡制限
第1回A A型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。ただし、以下に掲げるときは取締役会の承認を要しない。
 - (i) 第1回A A型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回A A型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき
 - (ii) 相続により第1回A A型種類株式を取得するとき
 - (iii) 取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき
- (20) 非上場
第1回A A型種類株式は、非上場とする。

以 上

(添付書類)

▶ 事業報告(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の経済状況

平成27年3月期の経済状況を概観しますと、世界経済については、米国において個人消費の増加などにより景気は回復が続き、欧州では全体としては持ち直しの動きが続く一方、中国や新興国など一部で弱さがみられました。日本経済については、個人消費などに弱さがみられたものの、景気は緩やかな回復基調が

続きました。

自動車業界においては、市場は米国を中心に堅調に推移しましたが、一部の新興国での停滞や、日本での消費税率引上げに伴う落ち込みがみられました。また、世界的に環境車による低炭素社会の構築や安全性向上への取り組みが活発化しました。

事業の概況

このような経営環境の中、当社グループは、お客様の期待を超える「もっといいクルマ」づくりに取り組んできました。昨年12月に発売した量産燃料電池自動車「MIRAI」は、水素を燃料とし走行時に二酸化炭素や大気汚染の原因となる有害物質を排出しないことに加え、従来型ガソリン車と同等の利便性や、優れた加速性能などによる走りの楽しさを実現しました。また、ゆるぎない存在感を示す最上級ミニバン「アルファード」・「ヴェルファイア」を、上質な乗り心地とゆとりに満ちた大空間に加え、先進装備を取り入れ、一新しました。レクサスブランドでは、コンパクトクロスオーバーSUVとして力強さと躍動感を感じさせるデザインを持つとともに、滑らかな加速が感じられる新開発ターボエンジンを搭載した「NX200t」、およびハイブリッドモデル「NX300h」を投入しました。

また、理想的なクーペスタイルと俊敏な走りを実現した「RC350/RC300h」、および走行性能を磨き上げ、本格的なスポーツドライビングを提供する「RCF」を新発売しました。

このように、国内外で積極的に新商品を投入し、世界各国・地域の販売店とともに懸命に販売活動を続けたことなどにより、ダイハツ・日野ブランドを含めた世界総販売台数は、前期に比べて3万5千台(0.3%)増加し、1,016万8千台となりました。また、グループ丸となって原価改善などの収益改善活動に取り組み、着実に体質改善を進めることができました。

このような取り組みに加え、北米ではお客様の要望に迅速に対応するため、製造・販売・金融などの本社機能を平成28年後半からテキサス州ダラス北部のプレイノに移転・集約することを決定しました。

また、本年3月には、国際オリンピック委員会と「TOP (The Olympic Partner) パートナー」契約を締結しました。引き続き、オリンピックを

はじめとするスポーツ全般の応援を通じて、豊かな社会づくりに貢献していきます。

当期の連結業績

当期の連結業績は、原価改善などの収益改善活動の進捗や、円安方向へ推移した為替相場などにより、売上高は27兆2,345億円と前期に比べて1兆5,426億円(6.0%)の増収、営業利益は2兆7,505億円と前期に比べて

4,584億円(20.0%)の増益となりました。当社株主に帰属する当期純利益についても2兆1,733億円と前期に比べて3,502億円(19.2%)の増益となりました。

なお、売上高の内訳は、次表のとおりです。

	当 期 (26. 4～27. 3)	前 期 (25. 4～26. 3)	増 減(率)	
	百万円	百万円	百万円	%
車 両	21,557,684	20,353,340	1,204,344	(5.9)
海外生産用部品	402,864	431,760	△ 28,896	(△ 6.7)
部 品	1,921,764	1,843,478	78,286	(4.2)
そ の 他	1,123,912	1,105,277	18,635	(1.7)
自動車事業計	25,006,224	23,733,855	1,272,369	(5.4)
金融事業	1,621,685	1,379,267	242,418	(17.6)
その他の事業	606,612	578,789	27,823	(4.8)
合 計	27,234,521	25,691,911	1,542,610	(6.0)

- (注) 1. 当社は米国会計基準に基づいて連結計算書類を作成しています。
2. 売上高の金額は外部顧客への売上高を示しています。
3. 売上高は消費税等を含んでいません。

環境および安全への取り組み

当社グループは、環境および安全への対応を経営の最重要課題の一つとして位置付け、住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組んでいます。

環境対応では、「エコカーは普及してこそ環境への貢献」との考えのもと、「省エネルギー」「燃料多様化への対応」に取り組んできました。開発においては、ハイブリッド技術を、プラグインハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車などの各種エコカーに必要なコア技術と位置付けています。また、水素が将来の有力なエネルギーで

あると考えており、水素社会の実現に向け取り組んでいます。

安全対応では、「統合安全コンセプト」の考えのもと、衝突回避支援や夜間の視界支援などの複数の安全機能をパッケージ化した「Toyota Safety Sense（トヨタ・セーフティ・センス）」の導入を開始します。車両に搭載される個々の安全装備・システムを研究・開発し、より安全な車両・技術開発に積極的に取り組んでいます。

クルマの魅力を追求する取り組み

当社グループは、クルマの楽しさや運転する面白さを追求する取り組みを行っています。

クルマの基本性能や商品力を大幅に向上させる「Toyota New Global Architecture（トヨタ・ニュー・グローバル・アーキテクチャー）」などの取り組みを通じて、魅力のあるクルマづくりを着実に進めています。

また、世界の様々な道が凝縮されているといわれるオーストラリア大陸を走破するプロジェクトや、ドイツ・ニュルブルクリンク24時間耐久レースへの挑戦などを通じて、お客様に楽しんでいただけるクルマを追求するための人材育成を実施しています。

自動車以外の事業

自動車事業以外の分野でも、お客様の多様なニーズに対応するため積極的に事業を展開しています。

金融事業については、各種リスクへの機動的な対応を徹底するとともに、新興国も含めた積極的な事業展開を行うなど、世界各国にネットワークを展開しています。お客様のニーズや地域特性に応じた金融サービスの開発・提供に努め、自動車事業と一体となりお客様のカーライフを広くサポートしていきます。

住宅事業については当社グループ各社の技術力を結集し、スマートハウスに代表される環境性能と安全性、快適性を兼ね備えた先進の住まいづくりを進めています。

その他にも、超小型電気自動車シェアリングサービスをはじめとする「Ha:mo（ハーモ）」の実証運用や、医療現場でのリハビリテーション用パートナーロボットの技術開発など、幅広い取り組みを行っています。

(2) 資金調達の状況

自動車事業における投資資金については、主として、営業活動から得られる資金によりまかっています。また、金融事業における必要資金については、主として、社債、

ミディアム・ターム・ノートの発行および借入金でまかっています。なお、当期末における借入債務の残高は18兆9,778億円となっています。

(3) 設備投資および研究開発の状況

設備投資については、設備のシンプル・スリム化や既存設備の有効活用などにより、投資の低減活動を推進しました。一方で、ハイブリッド車や燃料電池自動車をはじめとする環境対応等の戦略的な投資を重点的に実施した結果、当期の連結設備

投資額は、1兆1,774億円となりました。

研究開発については、開発効率の向上に努める一方、今後の成長の基盤となる先端技術開発への積極的な投資を行った結果、当期の連結研究開発費は1兆45億円となりました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 108 期 (23. 4～24. 3)	第 109 期 (24. 4～25. 3)	第 110 期 (25. 4～26. 3)	第 111 期 (26. 4～27. 3)
売上高	18,583,653百万円	22,064,192百万円	25,691,911百万円	27,234,521百万円
営業利益	355,627百万円	1,320,888百万円	2,292,112百万円	2,750,564百万円
当社株主に帰属する 当期純利益	283,559百万円	962,163百万円	1,823,119百万円	2,173,338百万円
基本1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	90円21銭	303円82銭	575円30銭	688円02銭
純 資 産	11,066,478百万円	12,772,856百万円	15,218,987百万円	17,647,329百万円
総 資 産	30,650,965百万円	35,483,317百万円	41,437,473百万円	47,729,830百万円

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境としては、世界経済は、米国において着実な回復の継続が期待されます。欧州では、ユーロ圏を中心に次第に持ち直しに向かう一方、原油安の影響を受けるロシアなど一部の国で減速が見込まれます。また、新興国についても景気が下振れするリスクがあります。日本経済は、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外景気の不確実性などに留意する必要があります。

自動車市場は、米国を中心に緩やかながらも拡大が見込まれます。一方で、各国の環境車普及政策への対応や安全技術開発への取り組み強化に加え、情報通信技術の進展などの変化が続く中で、グローバルで激しい競争が展開されています。

このような厳しい経営環境の中、当社グループは、以下の方針をかけた、持続的成長を通じてトヨタグローバルビジョンを実現していきます。

第一に、木が年輪を重ねるように着実に成長するため、真の競争力の強化に取り組んでいきます。お客様に笑顔になっていただけるクルマづくりの推進に向け、品質の向上や人材育成をはかります。また、経営資源の有効活用やIT基盤の強化などにより、すべての業務の生産性向上を徹底します。

(6) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めています。

配当金につきましては、毎期の業績・投資計画・手元資金の状況等を勘案しながら、連結配当性向30%を目安に安定的・継続的に配当を行うよう努めていきます。

また、今後も厳しい競争を勝ち抜くため、内部留保資金につきましては、お客様の

第二に、未来に向けて発展するため、新たな価値づくりに大胆に挑戦していきます。時代を先取りした技術、商品、事業を通じて、未来のモビリティ社会の構築を目指します。

また、これらの実践に向けて、経営体制については、意思決定の迅速化および業務執行の監督強化を進めるとともに、当社グループ各社との連携強化やダイバーシティの価値を活かす経営に努めていきます。

このような取り組みにより、当社グループは、「もっといいクルマ」をお届けすることを通じて「いい町・いい社会」づくりに貢献し、結果として多くのお客様にクルマをお求めいただき、安定した経営基盤を構築していきます。このような循環を続けることによって、持続的成長を実現し、企業価値の向上に努めていきます。また、法令の遵守をはじめとした企業行動倫理の徹底など、企業の社会的責任を果たしていきます。

当社グループは、「モノづくりを通じて社会に貢献する」という創業の理念を受け継ぎ、トヨタグローバルビジョンの実現に向けて、役員・従業員一同が心一つにして、感謝・謙虚の気持ちと信念をもって、歩みを進めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

安全・安心を優先した、次世代の環境・安全技術の早期商品化に向けた取り組み等に活用していきます。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けていますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回としたうえで、期末配当は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため、第111回定時株主総会の決議事項としました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車事業、金融事業およびその他の事業を主要な事業内容としています。

事業	主要製品・サービス等
自動車事業	車両（乗用車、トラック・バス、軽自動車）、海外生産用部品、部品等
金融事業	自動車の販売金融およびリース事業等
その他の事業	住宅事業、情報通信事業等

(8) 主要な拠点

〈当社〉

名称	所在地
本東名古屋本社	愛知県東区
本元社	愛知県豊田
上郷	愛知県豊田
高三好	愛知県豊田
堤	愛知県豊田
山下	愛知県豊田
衣田	愛知県豊田
貞宝	愛知県豊田
広瀬	愛知県豊田
東富士研究所	静岡県静岡

〈国内子会社・海外子会社〉

「(10) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
344,109名	+5,234名

(10) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
日本	トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県	78,525百万円	100.00%	国内外の金融会社等の統括
	日野自動車株式会社	東京都	72,717百万円	* 50.21	自動車の製造・販売
	トヨタ自動車九州株式会社	福岡県	45,000百万円	100.00	自動車の製造・販売
	ダイハツ工業株式会社	大阪府	28,404百万円	* 51.33	自動車の製造・販売
	トヨタファイナンス株式会社	東京都	16,500百万円	* 100.00	自動車の販売金融、カード事業
	トヨタ車体株式会社	愛知県	10,371百万円	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ自動車東日本株式会社	宮城県	6,850百万円	100.00	自動車の製造・販売
北米	トヨタモーターエンジニアリングアンドマニュファクチャリング ノースアメリカ株式会社	アメリカ	1,958,949千米ドル	* 100.00	北米製造会社の統括
	トヨタモーターマニュファクチャリングケンタッキー株式会社	アメリカ	1,180,000千米ドル	* 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタモーターノースアメリカ株式会社	アメリカ	1,005,400千米ドル	* 100.00	北米全体の渉外・広報・調査等
	トヨタモータークレジット株式会社	アメリカ	915,000千米ドル	* 100.00	自動車の販売金融
	トヨタモーターマニュファクチャリングインディアナ株式会社	アメリカ	620,000千米ドル	* 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタモーターマニュファクチャリングテキサス株式会社	アメリカ	510,000千米ドル	* 100.00	自動車の製造・販売
	米国トヨタ自動車販売株式会社	アメリカ	365,000千米ドル	* 100.00	自動車の販売
	トヨタモーターマニュファクチャリングミシシッピ株式会社	アメリカ	272,000千米ドル	* 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタモーターマニュファクチャリングカナダ株式会社	カナダ	680,000千加ドル	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタクレジットカナダ株式会社	カナダ	60,000千加ドル	* 100.00	自動車の販売金融
	カナダトヨタ株式会社	カナダ	10,000千加ドル	51.00	自動車の販売
欧州	トヨタモーターヨーロッパ株式会社	ベルギー	2,524,346千ユーロ	100.00	欧州事業全体の統括
	トヨタモーターマニュファクチャリングフランス株式会社	フランス	71,078千ユーロ	* 100.00	自動車の販売
	トヨタクレジットバンク有限会社	ドイツ	30,000千ユーロ	* 100.00	自動車の販売金融
	トヨタモーターファイナンス(ネザーランド)株式会社	オランダ	908千ユーロ	* 100.00	海外関係会社への融資
	トヨタモーターマニュファクチャリング(UK)株式会社	イギリス	300,000千英ポンド	* 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタファイナンシャルサービス(UK)株式会社	イギリス	104,500千英ポンド	* 100.00	自動車の販売金融
	英国トヨタ株式会社	イギリス	2,600千英ポンド	* 100.00	自動車の販売
	ロシアトヨタ有限会社	ロシア	4,875,189千ロシア・ルーブル	* 100.00	自動車の製造・販売
アジア	トヨタ自動車(中国)投資有限会社	中国	118,740千米ドル	100.00	自動車の販売
	トヨタモーターファイナンスチャイナ有限会社	中国	3,100,000千中国元	* 100.00	自動車の販売金融
	インドネシアトヨタ自動車株式会社	インドネシア	19,523,503千インドネシア・ルピア	95.00	自動車の製造・販売
	トヨタモーターアジアパシフィック株式会社	シンガポール	6,000千シンガポール・ドル	100.00	自動車の販売
	国瑞汽車株式会社	台湾	3,460,000千新台幣ドル	* 70.00	自動車の製造・販売
	トヨタリーシングタイランド株式会社	タイ	15,100,000千タイ・バーツ	* 86.84	自動車の販売金融
	タイ国トヨタ自動車株式会社	タイ	7,520,000千タイ・バーツ	86.43	自動車の製造・販売
	トヨタモーターアジアパシフィックエンジニアリングアンド マニュファクチャリング株式会社	タイ	1,300,000千タイ・バーツ	* 100.00	豪亜域内事業体の 生産事業支援
その他	トヨタモーターコーポレーションオーストラリア株式会社	オーストラリア	481,100千豪ドル	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタファイナンスオーストラリア株式会社	オーストラリア	120,000千豪ドル	* 100.00	自動車の販売金融
	アルゼンチントヨタ株式会社	アルゼンチン	260,000千アルゼンチン・ペソ	* 100.00	自動車の製造・販売
	ブラジルトヨタ有限会社	ブラジル	709,980千ブラジル・レアル	100.00	自動車の製造・販売
	南アフリカトヨタ自動車株式会社	南アフリカ共和国	50千南アフリカ・ランド	* 100.00	自動車の製造・販売

(注) 1. *印は子会社等による出資を含む比率です。
2. 出資比率については、期末発行済株式総数に基づき算出しています。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 3,417,997,492株 |
| (3) 株主数 | 496,859名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社	351,323 ^{千株}	11.16 [%]
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	224,515	7.13
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	160,750	5.11
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー (常 任 代 理 人 (株) み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	128,583	4.09
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	120,084	3.82
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン ア ズ デ ポ ジ タ リ バ ン ク フ ォ ー デ ポ ジ タ リ レ シ ー ト ホ ル ダ ー ズ	82,545	2.62
株 式 会 社 デ ン ソ ー	82,533	2.62
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	67,407	2.14
ジ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク (常 任 代 理 人 (株) み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	65,062	2.07
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	64,063	2.04

- (注) 1. ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン ア ズ デ ポ ジ タ リ バ ン ク フ ォ ー デ ポ ジ タ リ
レ シ ー ト ホ ル ダ ー ズ は、A D R (米 国 預 託 証 券) の 受 託 機 関 であるザ バ ン ク オ ブ
ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン の 株 式 名 義 人 だ す。
2. 持 株 比 率 は 発 行 済 株 式 総 数 より 自 己 株 式 数 (271,183千株) を 控 除 して 計 算 して います。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
81,098個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 8,109,800株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員が有する新株予約権の内容の概要

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第6回(7,210円)	平成21年8月1日 ～平成27年7月31日	1,270個	6名
	第7回(4,682円)	平成22年8月1日 ～平成28年7月31日	800個	3名
	第8回(4,154円)	平成23年8月1日 ～平成29年7月31日	1,840個	8名
	第9回(3,153円)	平成24年8月1日 ～平成30年7月31日	1,808個	10名
監査役	第8回(4,154円)	平成23年8月1日 ～平成29年7月31日	224個	2名

(注) 上記新株予約権のうち監査役保有分は、当社監査役が監査役に就任する前に取得し、行使できる新株予約権です。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当	重要な兼職の状況
内山田 竹 志	*取締役会長		
豊 田 章 男	*取締役社長		トヨタ紡織(株) 監査役 トヨタ モーター ノース アメリカ(株) 取締役会長兼CEO (株)トヨタモーターセールス&マーケティング 代表取締役会長
小 澤 哲	*取締役副社長	第1トヨタ(事業)	トヨタ モーター ヨーロッパ(株) 取締役会長 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニユファクチャリング ノース アメリカ(株) 取締役会長 トヨタ モーター ノース アメリカ(株) 取締役副会長 (株)豊田自動織機 監査役
小 平 信 因	*取締役副社長	IT・ITS、渉外・広報、 総務・人事、経理	KDDI(株) 取締役
加 藤 光 久	*取締役副社長	第1トヨタ(事業・技術)、 第2トヨタ(事業・技術)、 TNGA企画部(統括)	トヨタ自動車研究開発センター(中国)(有) 取締役会長 トヨタ紡織(株) 取締役
前 川 眞 基	*取締役副社長	第1トヨタ(事業)	(株)トヨタマーケティングジャパン 代表取締役社長
伊 原 保 守	*取締役副社長	第2トヨタ(事業)	一汽トヨタ技術開発(有) 取締役副会長 トヨタ自動車技術センター(中国)(有) 取締役会長 トヨタ モーター アジア パシフィック(株) 取締役会長 トヨタ モーター アジア パシフィック エンジニアリング アンド マニユファクチャリング(株) 取締役会長
須 藤 誠 一	*取締役副社長	ユニットセンター、 TNGA企画部(統括)	トヨタ自動車(常熟) 部品(有) 取締役会長
嵯 峨 宏 英	取 締 役	ユニットセンター(副センター長)、 モータースポーツユニット開発部(統括)	(株)ジェイテクト 監査役
福 市 得 雄	取 締 役	Lexus International (President)、 デザイン本部(本部長)	キャルティデザインリサーチ(株) 取締役副社長

氏名	会社における地位	担当	重要な兼職の状況
寺師茂樹	取締役	戦略副社長兼事務局(事務局長)、 総合企画部(統括)、調査部(統括)、 環境部(統括)、商品・事業企画部 (統括)、設計品質改善部(統括)	
石井克政	取締役		トヨタファイナンシャルサービス(株) 取締役社長 トヨタモーターリーシングチャイナ(有) 取締役会長 トヨタモーターファイナンスチャイナ(有) 取締役会長 トヨタ ファイナンシャル サービス アメリカ(株) 取締役会長兼社長
宇野郁夫	取締役		日本生命保険(相) 相談役 富士急行(株) 社外取締役 小田急電鉄(株) 社外監査役 東北電力(株) 社外監査役 西日本旅客鉄道(株) 社外監査役 パナソニック(株) 社外取締役 (株)三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役
加藤治彦	取締役		(株)証券保管振替機構 代表取締役社長 キャノン(株) 社外取締役
Mark T. Hogan	取締役		デューイインベストメンツ社 社長
一丸陽一郎	常勤監査役		
中津川昌樹	常勤監査役		
加藤雅大	常勤監査役		
松尾邦弘	監査役		弁護士 三井物産(株) 社外監査役 (株)小松製作所 社外監査役 ブラザー工業(株) 社外監査役 (株)日本取引所グループ 社外取締役 (株)セブン銀行 社外監査役 (株)テレビ東京ホールディングス 社外監査役
和気洋子	監査役		慶應義塾大学 名誉教授
北山禎介	監査役		(株)三井住友銀行 取締役会長 富士フイルムホールディングス(株) 社外取締役 (株)三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. *印は代表取締役です。
2. 第1トヨタ、第2トヨタは、下記を担当するビジネスユニットです。

名 称	担 当
第 1 ト ヨ タ	北米本部、欧州本部、国内販売事業本部、第1トヨタ企画部
第 2 ト ヨ タ	中国本部、アジア・中近東本部、東アジア・オセアニア本部、アフリカ本部、中南米本部、第2トヨタ企画部、KD事業企画部

また、平成27年4月1日付けで、下記のとおり、担当を変更しました。

名 称	担 当
第 1 ト ヨ タ	北米本部、欧州本部、アフリカ本部、国内販売事業本部、第1トヨタ企画部、町いちばん室、マーケティング部
第 2 ト ヨ タ	中国本部、アジア・中近東本部、東アジア・オセアニア本部、中南米本部、第2トヨタ企画部、KD事業企画部

3. 取締役 宇野 郁夫、取締役 加藤 治彦および取締役 Mark T. Hoganは、社外取締役です。また、当社が上場している国内の証券取引所の定めに基づく独立役員です。
4. 監査役 松尾 邦弘、監査役 和気 洋子および監査役 北山 禎介は、社外監査役です。また、当社が上場している国内の証券取引所の定めに基づく独立役員です。
5. 重要な兼職の状況については、原則として現役職の就任時期の順に記載しています。
6. 取締役副社長 伊原 保守は、平成27年4月1日付けで、取締役に役職変更しました。なお、同日付けで、下記のとおり、担当を変更しました。

氏 名	会社における地位	担 当
小 澤 哲	*取締役副社長	—
小 平 信 因	*取締役副社長	—
加 藤 光 久	*取締役副社長	—
前 川 眞 基	*取締役副社長	—
須 藤 誠 一	*取締役副社長	—
伊 原 保 守	取 締 役	—
嵯 峨 宏 英	取 締 役	ユニットセンター(President)、モータースポーツ本部(副本部長)
寺 師 茂 樹	取 締 役	戦略副社長会事務局(事務局長)、BRコネクティッド戦略企画室(統括)、総合企画部(統括)、調査部(統括)

- ・*印は代表取締役です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役 (うち社外取締役)		監 査 役 (うち社外監査役)		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
役員報酬	17名 (3名)	835百万円 (71百万円)	8名 (5名)	265百万円 (59百万円)	25名	1,101百万円
役員賞与	12名	885百万円			12名	885百万円
計		1,721百万円 (71百万円)		265百万円 (59百万円)		1,986百万円

(注) 1. 人員には、当事業年度に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。

2. 役員賞与金は、平成27年6月16日開催予定の第111回定時株主総会決議予定の金額を記載しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役	宇野郁夫	全17回中17回	—
取締役	加藤治彦	全17回中17回	—
取締役	Mark T. Hogan	全17回中17回	—
監査役	松尾邦弘	全17回中14回	全16回中13回
監査役	和気洋子	全17回中16回	全16回中15回
監査役	北山禎介	全14回中12回	全13回中13回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額

527百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,564百万円

- (注) 1. 上記①の金額には、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を含んでいます。
2. 上記②の金額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計事項および情報開示に関する助言・指導に対する報酬等を含んでいます。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、あらた監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

以上の認識を基盤にした、会社法所定の以下の項目に関する当社の基本方針は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、新任役員研修等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。
- ② 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- ③ 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応についてCSR委員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で各機能におけるリスクの把握および対応の方針と体制について審議し、決定します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。

- ② 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組むほか、情報開示委員会を通じて、適時適正な情報開示を確保します。
- ③ 安全、品質、環境等のリスクならびにコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ、各地域と連携した体制を構築するとともに、規則を制定し、あるいはマニュアルを作成し配付すること等により、管理します。
- ④ 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- ② 取締役は、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、当社の強みである「現場重視」の考え方の下、センター・各地域・各機能・各工程における業務執行の責任者を定め、幅広い権限を与えます。各業務執行責任者は、経営方針達成のため、それぞれの業務計画を主体的に策定し、機動的な執行を行い、取締役はこれを監督します。
- ③ 随時、各地域の外部有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
- ② 法令遵守およびリスク管理の仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、CSR委員会等に報告する等の確認を実施します。
- ③ コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、企業倫理相談窓口等を通じて、法令遵守ならびに企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ共通の行動憲章として、トヨタ基本理念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、グループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。人的交流を通じてトヨタ基本理念やトヨタ行動指針の浸透も図ります。
- ② 子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図ります。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役室を設置し、専任の使用人を数名置きます。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室員の人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ② 取締役、専務役員、常務役員および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告をします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会、必要に応じた外部人材の直接任用等を確保します。

▶ 計算書類

貸借対照表

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	当 期	前期（ご参考）
	（平成27年3月31日現在）	（平成26年3月31日現在）
（資産の部）	百万円	百万円
流動資産 ……………	6,000,524	5,223,654
現金及び預金……………	690,010	435,824
売掛金……………	1,032,096	955,591
有価証券……………	2,255,294	1,973,735
商品及び製品……………	163,971	150,694
仕掛品……………	88,850	85,451
原材料及び貯蔵品……………	99,456	96,980
短期貸付金……………	634,476	543,165
繰延税金資産……………	482,795	468,216
その他……………	578,071	522,196
貸倒引当金……………	△ 24,500	△ 8,200
固定資産 ……………	9,128,099	8,386,070
有形固定資産 ……………	1,172,565	1,113,079
建物（純額）……………	339,198	346,983
構築物（純額）……………	39,436	39,929
機械及び装置（純額）……………	184,320	164,554
車両運搬具（純額）……………	19,634	17,087
工具、器具及び備品（純額）……………	78,409	69,041
土地……………	408,899	400,912
建設仮勘定……………	102,666	74,570
投資その他の資産 ……………	7,955,533	7,272,990
投資有価証券……………	5,713,142	5,010,199
関係会社株式・出資金……………	2,004,286	2,001,419
長期貸付金……………	139,966	137,232
その他……………	98,737	146,038
貸倒引当金……………	△ 600	△ 21,900
資産合計 ……………	15,128,623	13,609,725

科 目	当 期	前期（ご参考）
	（平成27年3月31日現在）	（平成26年3月31日現在）
（負債の部）	百万円	百万円
流動負債 ……………	3,571,917	3,595,962
支払手形……………	96	36
電子記録債務……………	254,586	257,336
買掛金……………	733,825	668,740
短期借入金……………	20,000	20,000
1年内償還予定の社債……………	30,000	60,000
未払金……………	410,186	366,620
未払法人税等……………	196,284	446,291
未払費用……………	1,251,677	1,081,268
預り金……………	639,278	660,416
その他……………	35,980	35,252
固定負債 ……………	1,372,433	1,093,323
社債……………	350,000	340,000
退職給付引当金……………	308,064	283,155
繰延税金負債……………	494,305	335,246
その他……………	220,064	134,921
負債計 ……………	4,944,351	4,689,285
（純資産の部）		
株主資本 ……………	8,548,725	7,803,900
資本金 ……………	397,049	397,049
資本剰余金 ……………	416,970	418,592
資本準備金……………	416,970	416,970
その他資本剰余金……………	—	1,622
利益剰余金 ……………	8,972,889	8,128,385
利益準備金……………	99,454	99,454
その他利益剰余金……………	8,873,434	8,028,931
特別償却準備金……………	1,037	1,240
固定資産圧縮積立金……………	11,138	10,714
別途積立金……………	6,340,926	6,340,926
繰越利益剰余金……………	2,520,332	1,676,049
自己株式 ……………	△ 1,238,184	△ 1,140,127
評価・換算差額等 ……………	1,632,613	1,110,016
その他有価証券評価差額金……………	1,632,613	1,110,016
新株予約権……………	2,932	6,522
純資産計 ……………	10,184,271	8,920,439
負債及び純資産合計 ……………	15,128,623	13,609,725

損益計算書

〔百万円未満切り捨て〕

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	11,209,414	11,042,163
売上原価	8,599,232	8,637,970
売上総利益	2,610,182	2,404,193
販売費及び一般管理費	1,339,518	1,135,188
営業利益	1,270,664	1,269,004
営業外収益	916,696	749,859
受取利息	32,963	25,315
受取配当金	680,419	556,561
その他	203,313	167,983
営業外費用	62,255	180,413
支払利息	6,744	8,129
その他	55,510	172,283
経常利益	2,125,104	1,838,450
税引前当期純利益	2,125,104	1,838,450
法人税、住民税及び事業税	436,700	492,100
法人税等調整額	△ 2,274	△ 70,459
当期純利益	1,690,679	1,416,810

株主資本等変動計算書

当期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	
当期首残高	百万円 397,049	百万円 416,970	百万円 1,622	百万円 418,592	百万円 99,454	百万円 1,240	百万円 10,714
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映した 当期首残高	397,049	416,970	1,622	418,592	99,454	1,240	10,714
当期変動額							
特別償却準備金の積立						173	
特別償却準備金の取崩					△	377	
固定資産圧縮積立金の積立							537
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 112
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△ 124,224	△ 124,224			
自己株式の消却			△ 122,933	△ 122,933			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			245,535	245,535			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△ 1,622	△ 1,622	—	△ 203	424
当期末残高	397,049	416,970	—	416,970	99,454	1,037	11,138

前期（ご参考）（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	
当期首残高	百万円 397,049	百万円 416,970	百万円 —	百万円 416,970	百万円 99,454	百万円 1,627	百万円 9,633
当期変動額							
特別償却準備金の積立						88	
特別償却準備金の取崩					△	475	
固定資産圧縮積立金の積立							1,172
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 91
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			1,622	1,622			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	1,622	1,622	—	△ 387	1,080
当期末残高	397,049	416,970	1,622	418,592	99,454	1,240	10,714

〔百万円未満切り捨て〕

株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
その他利益剰余金		利益剰余金 合計						
別途積立金	繰越利益 剰余金							
百万円 6,340,926	百万円 1,676,049	百万円 8,128,385	百万円 △ 1,140,127	百万円 7,803,900	百万円 1,110,016	百万円 1,110,016	百万円 6,522	百万円 8,920,439
	△ 45,706	△ 45,706		△ 45,706				△ 45,706
6,340,926	1,630,343	8,082,678	△ 1,140,127	7,758,194	1,110,016	1,110,016	6,522	8,874,733
	△ 173	—		—				—
	377	—		—				—
	△ 537	—		—				—
	112	—		—				—
	△ 554,932	△ 554,932		△ 554,932				△ 554,932
	1,690,679	1,690,679		1,690,679				1,690,679
			△ 359,872	△ 359,872				△ 359,872
			138,882	14,658				14,658
			122,933	—				—
	△ 245,535	△ 245,535		—				—
					522,597	522,597	△ 3,590	519,007
—	889,989	890,210	△ 98,056	790,531	522,597	522,597	△ 3,590	1,309,538
6,340,926	2,520,332	8,972,889	△ 1,238,184	8,548,725	1,632,613	1,632,613	2,932	10,184,271

株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
その他利益剰余金		利益剰余金 合計						
別途積立金	繰越利益 剰余金							
百万円 6,340,926	百万円 655,963	百万円 7,107,604	百万円 △ 1,149,599	百万円 6,772,026	百万円 664,820	百万円 664,820	百万円 9,525	百万円 7,446,372
	△ 88	—		—				—
	475	—		—				—
	△ 1,172	—		—				—
	91	—		—				—
	△ 396,029	△ 396,029		△ 396,029				△ 396,029
	1,416,810	1,416,810		1,416,810				1,416,810
			△ 321	△ 321				△ 321
			9,793	11,415				11,415
					445,195	445,195	△ 3,003	442,192
—	1,020,086	1,020,780	9,471	1,031,874	445,195	445,195	△ 3,003	1,474,067
6,340,926	1,676,049	8,128,385	△ 1,140,127	7,803,900	1,110,016	1,110,016	6,522	8,920,439

個別注記表

※記載金額については、原則として百万円未満を切り捨てて表示しています。

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……………	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの ……………	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの ……………	移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 ……………	原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
評価方法 ……………	一部を除き総平均法
2. 有形固定資産の減価償却の方法 …………… 定率法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づく繰入率のほか、債権の回収の難易などを検討して計上しています。
 - (2) 退職給付引当金

従業員（既に退職した者を含む）の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しています。

（会計方針の変更）

当事業年度から「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）を適用し、退職給付見込額の割引率の算定方法を変更し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が45,706百万円減少しています。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式
 - (2) 連結納税制度を適用しています。

〔貸借対照表〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
内 容	期末帳簿価額	内 容	期末残高
	百万円		百万円
投資有価証券	8,415	輸入貨物に係わる税金延納保証金	8,100
計	8,415	計	8,100

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,773,436百万円

3. 保証債務

トヨタ プジョー シトロエン オートモービル チェコ衛の銀行借入に対する債務保証 2,372百万円
アルゼンチントヨタ株の銀行借入に対する債務保証 23,136百万円

4. 輸出手形割引高

6,347百万円

5. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 1,569,328百万円
長期金銭債権 142,548百万円
短期金銭債務 1,543,930百万円
長期金銭債務 208,180百万円

6. 退職給付信託は企業年金制度に係る退職給付に充当するものとして設定しており、退職一時金制度に係る引当金を相殺表示している部分はありません。

〔損益計算書〕

関係会社との取引高

売上高 6,904,678百万円
仕入高 4,688,727百万円
営業取引以外の取引高 734,115百万円

〔株主資本等変動計算書〕

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 271,183,861株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月17日 定時株主総会	普通株式	316,976百万円	100円	平成26年3月31日	平成26年6月18日
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	237,956百万円	75円	平成26年9月30日	平成26年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月16日開催予定の第111回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

配当金の総額	393,351百万円
1株当たり配当額	125円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 8,109,800株 |
|------|------------|

〔税効果会計〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券の評価損、未払費用、退職給付引当金等であり、評価性引当額を控除しています。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。なお、当事業年度中に改正税法が公布され、翌事業年度以降に適用される法人税等の税率が変更されたため、繰延税金資産および繰延税金負債の金額を修正しています。

〔関連当事者との取引〕

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	米国トヨタ自動車販売(株)	所有 間接100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	主に自動車の販売(注1)	2,020,089 (注2)	売掛金	211,306 (注2)
				資金貸付(注3)	114,166 (注3)	貸付金	213,057
子会社	ダイハツ工業(株)	所有 直接 51.36% 間接 0.14%	ダイハツ工業(株)社 製品の購入	資金の預り(注3)	194,661 (注3)	預り金	171,996
子会社	トヨタファイナンス サービス(株)	所有 直接100.00%	役員の兼任	資金の預り(注3)	185,437 (注3)	預り金	221,700

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上で決定しています。

(注2) 取引金額および売掛金には消費税等が含まれていません。買掛金および未収入金には消費税等が含まれています。

(注3) 資金貸付および資金の預りについては、市場金利に基づき利率を決定しています。なお、取引金額については、期中平均残高を記載しています。

〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益

〔単位未満四捨五入〕

3,235円44銭
535円22銭

▶ 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

トヨタ自動車株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	友田和彦	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木内仁志	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白畑尚志	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原順二	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トヨタ自動車株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第1111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表

〔百万円未満四捨五入〕

科 目	当 期	前期（ご参考）	科 目	当 期	前期（ご参考）
	（平成27年3月31日現在）	（平成26年3月31日現在）		（平成27年3月31日現在）	（平成26年3月31日現在）
（資産の部）	百万円	百万円	（負債の部）	百万円	百万円
流動資産 ……………	17,936,397	15,717,706	流動負債 ……………	16,431,496	14,680,685
現金及び現金同等物……	2,284,557	2,041,170	短期借入債務……………	5,048,188	4,830,820
定期預金……………	149,321	180,207	1年以内に返済予定の…	3,915,304	2,949,663
有価証券……………	2,782,099	2,046,877	長期借入債務		
受取手形及び売掛金…	2,108,660	2,036,232	支払手形及び買掛金…	2,410,588	2,213,218
〈貸倒引当金控除後〉			未払金……………	913,013	845,426
金融債権〈純額〉…………	6,269,862	5,628,934	未払費用……………	2,668,666	2,313,160
未収入金……………	420,708	351,182	未払法人税等……………	348,786	594,829
たな卸資産……………	2,137,618	1,894,704	その他……………	1,126,951	933,569
繰延税金資産……………	978,179	866,386	固定負債 ……………	13,651,005	11,537,801
前払費用及びその他……	805,393	672,014	長期借入債務……………	10,014,395	8,546,910
長期金融債権〈純額〉 ……	9,202,531	8,102,294	未払退職・年金費用…	880,293	767,618
投資及びその他の資産 ……	11,295,183	9,976,175	繰延税金負債……………	2,298,469	1,811,846
有価証券及び			その他……………	457,848	411,427
その他の投資有価証券…	7,632,126	6,765,043	負債計 ……………	30,082,501	26,218,486
関連会社に対する投資…	2,691,460	2,429,778	（純資産の部）		
及びその他の資産			株主資本 ……………	16,788,131	14,469,148
従業員に対する長期貸付金…	45,206	44,966	資本金……………	397,050	397,050
その他……………	926,391	736,388	資本剰余金……………	547,054	551,308
有形固定資産 ……………	9,295,719	7,641,298	利益剰余金……………	15,591,947	14,116,295
土地……………	1,354,815	1,314,040	その他の包括利益・…	1,477,545	528,161
建物……………	4,282,839	4,073,335	損失(△)累計額		
機械装置……………	10,945,377	10,381,285	自己株式……………	△ 1,225,465	△ 1,123,666
賃貸用車両及び器具……	5,199,986	3,709,560	非支配持分 ……………	859,198	749,839
建設仮勘定……………	581,412	286,571	純資産計 ……………	17,647,329	15,218,987
減価償却累計額〈控除〉…	△ 13,068,710	△ 12,123,493	負債純資産合計 ……………	47,729,830	41,437,473
資産合計 ……………	47,729,830	41,437,473			

連結損益計算書

〔百万円未満四捨五入〕

科 目	当 期	前 期（ご参考）
	（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）	（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）
	百万円	百万円
売上高	27,234,521	25,691,911
商品・製品売上高	25,612,836	24,312,644
金融収益	1,621,685	1,379,267
売上原価並びに販売費及び一般管理費	24,483,957	23,399,799
売上原価	20,916,362	19,988,245
金融費用	925,314	812,894
販売費及び一般管理費	2,642,281	2,598,660
営業利益	2,750,564	2,292,112
その他の収益・費用(△)	142,264	148,968
受取利息及び受取配当金	147,122	115,410
支払利息	△ 22,871	△ 19,630
為替差益<純額>	88,140	50,260
その他<純額>	△ 70,127	2,928
税金等調整前当期純利益	2,892,828	2,441,080
法人税等	893,469	767,808
持分法投資損益	308,545	318,376
非支配持分控除前当期純利益	2,307,904	1,991,648
非支配持分帰属損益	△ 134,566	△ 168,529
当社株主に帰属する当期純利益	2,173,338	1,823,119

連結株主持分計算書

当期（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

〔百万円未満四捨五入〕

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 包括利益・ 損失(△) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配持分	純資産合計
平成26年3月31日現在残高	百万円 397,050	百万円 551,308	百万円 14,116,295	百万円 528,161	百万円 △ 1,123,666	百万円 14,469,148	百万円 749,839	百万円 15,218,987
非支配持分との資本取引及びその他 包括利益		△ 422				△ 422	7,101	6,679
当期純利益			2,173,338			2,173,338	134,566	2,307,904
その他の包括利益・損失(△)								
外貨換算調整額				380,448		380,448	23,904	404,352
未実現有価証券評価損益				567,002		567,002	10,701	577,703
年金債務調整額				1,934		1,934	2,382	4,316
当期包括利益						3,122,722	171,553	3,294,275
当社株主への配当金支払額			△ 554,933			△ 554,933		△ 554,933
非支配持分への配当金支払額							△ 69,295	△ 69,295
自己株式の取得					△ 360,233	△ 360,233		△ 360,233
自己株式の処分		△ 2,136	△ 23,290		137,275	111,849		111,849
自己株式の消却		△ 1,696	△ 119,463		121,159	—		—
平成27年3月31日現在残高	397,050	547,054	15,591,947	1,477,545	△ 1,225,465	16,788,131	859,198	17,647,329

前期（ご参考）（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 包括利益・ 損失(△) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配持分	純資産合計
平成25年3月31日現在残高	百万円 397,050	百万円 551,040	百万円 12,689,206	百万円 △ 356,123	百万円 △ 1,133,138	百万円 12,148,035	百万円 624,821	百万円 12,772,856
非支配持分との資本取引及びその他 包括利益		528				528	2,985	3,513
当期純利益			1,823,119			1,823,119	168,529	1,991,648
その他の包括利益・損失(△)								
外貨換算調整額				296,942		296,942	4,947	301,889
未実現有価証券評価損益				493,750		493,750	5,810	499,560
年金債務調整額				93,592		93,592	5,812	99,404
当期包括利益						2,707,403	185,098	2,892,501
当社株主への配当金支払額			△ 396,030			△ 396,030		△ 396,030
非支配持分への配当金支払額							△ 63,065	△ 63,065
自己株式の取得及び処分		△ 260			9,472	9,212		9,212
平成26年3月31日現在残高	397,050	551,308	14,116,295	528,161	△ 1,123,666	14,469,148	749,839	15,218,987

連結注記表

※記載金額については、原則として百万円未満を四捨五入して表示しています。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項〕

- 連結子会社および持分法適用会社の数
当社の連結子会社（変動持分事業体を含む）は541社、持分法適用会社は54社です。
- 連結計算書類の作成基準
当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に基づいて作成しています。なお、同項後段の規定に準拠して、米国会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しています。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
売却可能証券は公正価値で評価しています。有価証券の取得原価は、平均原価法に基づいて計算しています。
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産は市場価格を超えない範囲において取得原価で評価しています。たな卸資産の取得原価は、個別法あるいは後入先出法により算定している一部の子会社の製品を除き、総平均法によって算定しています。
- 有形固定資産および無形資産の償却の方法
有形固定資産の減価償却は、主として、当社および日本の子会社においては定率法、海外子会社においては定額法で、それぞれ計算しています。耐用年数が明確な無形資産については定額法で償却しています。
- 引当金の計上基準
貸倒引当金および金融損失引当金は、主に損失発生頻度と重要性に基づき計上しています。退職給付引当金は、年金数理計算に基づき測定された退職給付債務から年金資産の公正価値を控除した金額を計上しています。

〔連結貸借対照表〕

1. 貸倒引当金	50,410百万円
金融損失引当金	178,038百万円
2. その他の包括利益・損失(△)累計額の内訳	
外貨換算調整額	△ 136,090百万円
未実現有価証券評価損益	1,727,565百万円
年金債務調整額	△ 113,930百万円
3. 担保に供している資産	2,067,503百万円
4. 保証債務	2,238,185百万円

〔連結株主持分計算書〕

平成27年3月31日現在における発行済株式の総数 3,417,997,492株

〔金融商品〕

- 金融商品の状況に関する事項
有価証券や金融債権など通常の事業において生じる金融商品を保有しています。また、金利および為替の変動によるリスクを管理するために、デリバティブ金融商品を利用しています。
- 金融商品の時価等に関する事項

資産・負債(△)	簿 価	見積公正価値
現金及び現金同等物	2,284,557百万円	2,284,557百万円
有価証券及びその他の投資有価証券	10,316,487百万円	10,316,487百万円
金融債権	14,437,459百万円	14,656,825百万円
借入債務	△18,958,428百万円	△19,206,203百万円
デリバティブ金融商品	△ 21,411百万円	△ 21,411百万円

(注) 現金及び現金同等物、有価証券及びその他の投資有価証券は、主に市場価格により測定しています。金融債権、借入債務は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより見積っています。デリバティブ金融商品は、主に市場情報により測定しています。

〔1株当たり情報〕

1. 1株当たり株主資本		〔単位未満四捨五入〕 5,334円96銭
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	基 本 希薄化後	688円02銭 687円66銭

▶ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

トヨタ自動車株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	友田和彦	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木内仁志	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白畑尚志	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	市原順二	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トヨタ自動車株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

▶ 監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、トヨタ自動車株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査実施計画を定め、各監査役からその監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査実施計画に従い、取締役等および他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等および監査役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書および連結注記表）については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システム（会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査の結果

会計監査人 あらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人 あらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

トヨタ自動車株式会社 監査役会

常勤監査役 一丸 陽一郎

監査役(社外監査役) 松尾 邦弘

常勤監査役 中津川 昌樹

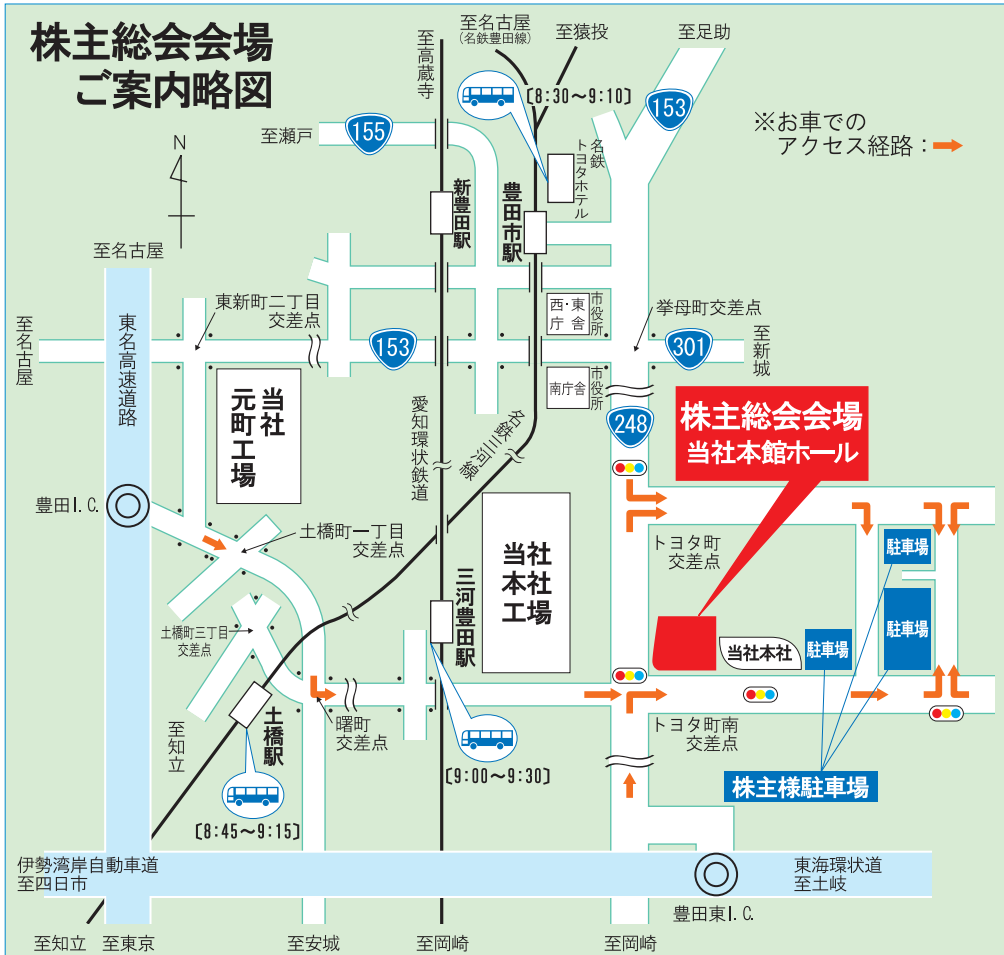
監査役(社外監査役) 和気 洋子

常勤監査役 加藤 雅大

監査役(社外監査役) 北山 禎介

以上

株主総会会場 ご案内略図



- ・東名高速道路 豊田I.C. より約4.5kmです。
- ・伊勢湾岸自動車道 豊田東I.C. より約4.0kmです。
- ・当日は、会場周辺道路が混雑いたします。
特に開会時刻間際は大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

- ・当日は、名鉄 豊田市駅(名鉄トヨタホテル前)、土橋駅 および
愛知環状鉄道 三河豊田駅 より送迎バスを運行いたしますので、
ご活用ください。[バスのご利用時間は地図内をご参照ください]

※当日の交通状況により、会場までの移動に時間を要する場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 6月
配当金支払 期末配当：3月31日
株主確定日 中間配当：9月30日
上場証券取引所 (国内) 東京・名古屋・福岡・札幌
 (海外) ニューヨーク・ロンドン

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
 (〒137-8081) 東京都江東区東砂七丁目10番11号
連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 電話 (0120) 232-711 (通話料無料)